

奈良県告示第二百三十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和七年九月一日

奈良県知事 山下 真

別紙のとおり

(令和7年10月1日～令和8年3月31日)

単位：ヘクタール

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
大和川上流水源かん養保安林	5. 8 4
大和川下流水源かん養保安林	2 1. 8 4
白砂川水源かん養保安林	6 7. 8 2
木津川水源かん養保安林	1 5 1. 8 6
吉野川上流水源かん養保安林	2 9 4. 9 1
吉野川中流水源かん養保安林	5 9. 7 2
上十津川水源かん養保安林	6 5 7. 9 3
下十津川水源かん養保安林	9 8 4. 5 9
北山川水源かん養保安林	9 6 8. 2 7
大和川上流土砂流出防備保安林	4. 2 0
大和川下流土砂流出防備保安林	6. 3 8
白砂川土砂流出防備保安林	1. 6 8
木津川土砂流出防備保安林	2 8. 5 0
吉野川上流土砂流出防備保安林	1 8. 9 6
吉野川中流土砂流出防備保安林	2 9. 4 8
上十津川土砂流出防備保安林	5 1. 4 0
下十津川土砂流出防備保安林	1 0 1. 1 2
北山川土砂流出防備保安林	3 5. 6 8
大和川保健保安林	3. 0 2
北山川保健保安林	4. 1 2
上十津川保健保安林	0. 4 8
宇賀志地区干害防備保安林	0. 4 0
高原地区干害防備保安林	1 3. 8 6